

楽ちんの家介護相談所

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者

令和7年7月1日現在

名称	一般社団法人イージーケアネット福井
所在地	福井市市波町 24-12
代表者氏名	代表理事 八木 伸二
設立年月日	平成 26 年 6 月 1 日

2 事業所の概要

事業所名	楽ちんの家介護相談所
所在地	福井市市波町 24-12
事業所指定番号	1870103072
管理者氏名	木下恵三子
連絡先	0776-96-7033 携帯 070-8492-8771
サービス提供地域	福井市

3 事業所の運営方針

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に従事する職員は利用者の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じて、可能な限り、居宅で自立した生活を営むことができるよう介護予防支援・サービス計画を策定しなければならない。 (2) 介護予防支援・サービス計画の実施にあたっては、地域の保健、医療、福祉サービスと連絡を密にするとともに、地域社会との交流を深め、利用者の社会参加を積極的に促進するよう努めるものとする。 (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に従事する職員は職務の内容を充実させるため、各々の専門性を発揮するよう努めるものとする。 ※前各項目に定めるもののほか、介護保険法に基づく指定介護予防支援事業所等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき運営するものとする。

4 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者 主任介護支援専門員	1 名
介護支援専門員	1 名以上

5 サービス提供時間

提供時間	午前 8 : 30～午後 5 : 30
休 日	日曜日及び年末年始（12/31～1/3）

6 利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はございません。

7 介護予防サービス・支援計画に位置付ける介護予防サービス等

利用者は複数の介護予防サービス事業者等を紹介することを求めることができます。
また、介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

8 医療機関との連携

（１）病院又は診療所への入院時のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、利用者は当該病院又は診療所に対して担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

（２）主治の医師、歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。

また、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションなどの医療サービスの利用を希望している場合には、主治の医師又は歯科医師の意見を求め、介護予防支援・サービス計画書を主治の医師若しくは歯科医師に交付します。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、速やかに主治医、救急機関、緊急時連絡先等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止のための対策を講じる委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 3 成年後見制度の利用を支援します。
- 4 苦情解決体制の整備をしています。
- 5 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修（年 1 回以上、採用時）を実施しています。
- 6 サービス提供中に、当事業所の従業者又は家族等による虐待や身体拘束を受けたと

思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

7 虐待防止に関する担当者を設置しています。

1 1 身体拘束の適正化について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

1 2 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じています。

事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的実施しています。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 衛生管理等

事業所において感染症が発生又は蔓延しないように、次の措置を講じます。

事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的実施します。

1 4 ハラスメント対策

事業所は適切な指定居宅介護支援事業所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

利用者、家族等からの事業所やその他関係者に対しての故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、契約を解除させていただく場合があります。

1 5 相談・苦情対応

（1）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にお申し出ください。

事業所の苦情相談 窓口	担当者	管理者 木下恵三子
	受付時間	午前 8 : 30～午後 5 : 30

	電話番号 0776-96-7033 FAX 番号 0776-96-7033
--	--

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

福井市役所 介護保険担当	受付時間 月曜日～金曜日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分） 電話番号 0776-20-5715
福井県国民保健団体連合会（国保連）	受付時間 月曜日～金曜日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分） 電話番号 0776-57-1614
福井県運営適正化委員会	受付時間 月曜日～金曜日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分） 電話番号 0776-24-2347

16 サービス提供事業所の選定

ご利用者の希望に基づいて、複数のサービス提供事業者を紹介します。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 住 所 福井県福井市市波町 24-12
事業者名 一般社団法人イージーケアネット福井
楽ちんの家介護相談所
代表者名 代表理事 八 木 伸 二

説明者名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者

住 所

氏 名

代理人・立会人

住 所

氏 名